

兵庫県公報

平成22年12月6日 月曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	2

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年12月6日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第8号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「ついては、」の右に「次項から附則第28項までに定めるところにより」を加え、「定める算定方法に」及び「別に管理規程で定めるところにより」を削り、同項を附則第22項とし、附則第20項の次に次の1項を加える。

（平成22年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

21 平成22年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第14項の規定の適用については、同項の表別表第6の加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の37.5」と、同表別表第6の加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の22」とし、同表別表第6の加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附則に次の6項を加える。

23 平成22年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の135（第6条の2第1項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額に、同項に規定する割合を乗じて得た額とする。

24 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。

25 特定任期付職員に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは、「100分の150」とする。

26 平成22年12月に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

27 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の総額は、第6条の3第1項第1号中「100分の70」とあるのは「100分の65」と、「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」として算定した額とする。

28 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、前5項に定めるもののほか、附則第21項の規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行し、附則第3項の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成21年兵庫県企業庁管理規程第5号）附則第2項の規定は平成21年12月1日から、改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）附則第21項の規定は平成22年6月1

日から、次項の規定は同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における給与規程第2条第3項の規定の適用については、同項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とする。

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

- 3 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間における企業職員の給与に関する規程第2条第3項の規定の適用については、同項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）第6条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とする。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年12月6日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第13号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同年12月以降」を「同年12月から平成22年11月までの間」に改め、「2,500円」の右に「と、同年12月以降にあっては、「1,600円」を加える。

附則第28項中「ついては、」の右に「次項から附則第34項までに定めるところにより」を加え、「定める算定方法に」及び「別に管理規程で定めるところにより」を削り、同項を附則第29項とし、附則第27項の次に次の1項を加える。

(平成22年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例)

- 28 平成22年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第22項の規定の適用については、同項の表100分の20又は100分の15の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の37.5」と、同表100分の10の項中「100分の40」とあるのは「100分の22」とし、同表100分の5の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附則に次の第5項を加える。

- 30 平成22年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の135（特定任期付職員にあっては、100分の150）を乗じて得た額（第40条第1項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の115を乗じて得た額）に、同項に規定する割合を乗じて得た額とする。

- 31 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の80」と、「100分の115」とあるのは「100分の70」とする。

- 32 平成22年12月に支給する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が給与規則附則第22項において読み替えて準用する給与規則第37条第19項から第21項まで並びに附則第23項及び第24項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

- 33 前項の場合において、管理者が支給する勤勉手当の総額は、第42条第1項第1号中「100分の70」とあるのは「100分の65」と、「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」として算定した額とする。

- 34 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、前4項に定めるもののほか、附則第28項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、附則第3項の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成21年病院局管理規程第13号)附則第2項の規定は平成21年12月1日から、改正後の病院事業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)附則第28項の規定は平成22年6月1日から、次項の規定は同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における給与規程第2条第4項の規定の適用については、同項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第53号)第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とする。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

- 3 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間における病院事業職員の給与に関する規程第2条第4項の規定の適用については、同項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成21年法律第86号)第6条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」とする。

(病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程の一部改正)

- 4 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程(平成22年病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「給料月額をいう」の右に「。以下この項において同じ」を加える。